

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）のさらなる延長を求める意見書

平成28年度に国が認定した地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は、地方創生のさらなる充実・強化の実現を図るため、地方公共団体によるプロジェクトと企業の寄附により、地方創生の推進を図る取組として設置され、令和2年度の拡充・延長措置を経て現在に至っている。

本制度の利用状況は、初年度受入件数517件、受入額7億4千7百万円、拡充・延長された令和2年度では受入件数2,249件、受入額110億円、直近の令和4年度では受入件数8,390件、受入額341億7百万円と設置以来最大となっており、堅調に推移している。

この状況から地方公共団体並びに企業の制度理解が深まり、利用の仕方やメリットが時間の経過とともに浸透してきたものと推察するが、特例措置の延長は令和2年度から6年度までの5年間であり、税額控除の特例措置終了はその勢いを阻害しかねない。

また、地方は新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰による経済的打撃も大きく、人口減少や人口流出、担い手不足の問題をはじめとして都市部とは異なる社会課題が山積しており、それらへの対策及び地方創生を推進するための地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）は貴重な事業と捉えている。

よって、国においては今後も企業版ふるさと納税特例措置のさらなる延長を実施するよう強く求める。

上記のとおり、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和5年12月25日

宮城県大崎市議会議員 関 武徳

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
経済産業大臣
内閣特命担当大臣
（経済財政政策）
衆議院議長
参議院議長

） 殿